様式第１（第３条関係）

特定給食施設設置届　記入例

特定給食施設設置届

①〇年〇月〇日

鹿児島市長　　殿

②設置者　住　所　**鹿児島市〇〇-〇〇**
氏　名　〇〇法人〇〇
理事長　鹿児島　太郎

法人にあっては、特定給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

次のとおり特定給食施設を設置したので、健康増進法第２０条第１項の規定により届け出ます。

③	特定給食施設の名称		**〇〇法人〇〇　特別養護老人ホーム〇〇〇**			
④	特定給食施設の所在地		**〒89*-****　鹿児島市山下町〇丁目〇番〇号**			
⑤	給食開始（予定）年月日		〇年　〇月　〇日			
⑥	特定給食施設の種類		１　学校　２　病院　３　介護老人保健施設 ４　介護医療院　(5)　老人福祉施設　６　児童福祉施設 ７　社会福祉施設　８　矯正施設　９　寄宿舎 １０　事業所　１１　その他（　　）			
	給食の運営方式		１　直営　(2)　委託			
⑦	給食の委託先	名称	〇〇〇〇			
		所在地	**鹿児島市〇〇町〇丁目〇番〇号**			
		代表者氏名	〇〇〇　〇〇〇			
⑧	１日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数	朝食	昼食	夕食	その他	計
		１５０	１５０	１５０		４５０
⑨	給食従事者数	区分	設置者（委託者）側		受託者側	
		管理栄養士	２人		人	
		栄養士	２人		人	
		調理師	８人		人	
		その他の従事者	３人		３人	

注　特定給食施設の種類の欄及び給食の運営方式の欄は該当する番号を〇で囲むこと。

⑩ 保健所記入欄		特定給食施設		その他の給食施設

<記入方法>

① 届出年月日

保健所に提出する日付を記入します。

② 設置者

当該施設を設置している者の住所、氏名を記入します。

③ 給食施設の名称

正式名称で記入します。

④ 給食施設の所在地

給食を調理する施設の所在地を記入します。

⑤ 給食の開始（予定）年月日

給食の開始日又は開始予定日を和暦で記入します。

⑥ 給食施設の種類

添付の「給食施設の分類」に基づき記入します。その他の場合は具体的な施設種類を（　）に併記します。

⑦ 給食の運営方式・委託先

該当方式に〇をつけ、給食の委託先は委託の場合のみ記入します。

⑧ １日の予定食数及び各食ごとの予定給食数

・定員がある施設は許可病床数や施設定員数を記入し、定員がない施設（学校等）は予定食数を記入します。児童福祉施設等で定員を超えて児童を受け入れている場合、定員と併記して（　）に受け入れ人数を記入します。例）定員１１０人（１２０人）

・職員食は食数に数えません。

・給食施設が同一の併設施設がある場合、主たる施設が併設施設の食数を含めて記入します。なお、施設の種類や利用者の特性が明らかに異なる特定給食施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の特定給食施設として届け出を提出します。

・「その他」には朝食・昼食・夕食以外の時間帯に１食分の食事が提供される場合に記入します。おやつ、補食、検食は食数に数えません。

⑨ 給食従事者数

・資格の職名で採用されている常勤※の職員数を記入します。
※常勤：各施設で定めている常勤の所定労働時間勤務の者。

・管理栄養士又は栄養士以外の職名で採用されている者であっても、資格を有して実際に栄養指導に従事している者についてはその資格の欄に計上します。非常勤や巡回の管理栄養士･栄養士の場合は０と記入します。

⑩ 保健所記入欄

保健所で記入しますので空欄でご提出ください。

【給食施設の分類】

種類	該当施設例	根拠法令等
学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、学校給食センター、幼稚園型認定こども園	学校教育法第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校及び第 134 号第 1 項に規定する各種学校、学校給食法第 6 条に規定する学校給食共同調理場及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園である場合。
病院	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター	老人福祉法第 5 条の 3 に規定する施設
児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。）、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	児童福祉法第 7 条に規定する施設及び社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合を除く。）
社会福祉施設	救護施設、更生施設、障害者支援施設、婦人保護施設等	生活保護法第 38 条、身体障害者福祉法第 5 条第 1 項及び売春防止法第 36 条に規定する施設並びに社会福祉法第 2 条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの
事業所	事業所	労働基準法別表第 1 に規定する事業所
寄宿舎	学生又は労働者の寄宿施設	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設並びに少年院法第 4 条に規定する少年院及び少年鑑別所法第 3 条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	—
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給している施設	—
その他	上記に含まれない施設。警察学校、消防学校、認可外保育施設、有料老人ホーム等	—